

令和2年4月24日

市内高齢者施設施設長 市内介護保険事業所管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課長

新型コロナウイルス健康観察の再徹底について（緊急）

既に新聞・テレビ等において報道されているところですが、埼玉県にて新型コロナウイルス感染症の軽症者とされた男性が自宅療養中に容体が急変し死亡したケースがありました。

つきましては、体調不良等により、コロナウイルス感染が疑われ自宅待機を命じている職員の経過観察等について下記のとおり徹底をするとともに、日頃の利用者や職員の健康観察についても再徹底を図るようお願いいたします。

■ 自宅療養待機者について

発熱等が軽症だったため自宅で療養していた方が急変し死亡するケースも出ているので、1日に何度か連絡を取り状態を確認する等、当該者の状態観察を頻度を上げて実施してください。

■ 利用者の状態観察について

発熱後、一旦平熱に戻ったのちに再度発熱して陽性となるケースもあるので、デイなど利用者に対する利用前の健康観察では、その時点の状態だけでなく、その前数日の状態も確認してください（特に休業日空けの日）

■ 健康観察時にチェックするポイント

従事職員・利用者の健康観察では、健康観察時には、発熱の有無だけで判断するのではなく、風邪症状であるせき・くしゃみ、倦怠感、味覚障害、体の痛みなど、「普段との違いがないかどうか」を十分に確認するようお願いいたします。（発熱がなく体の痛みから発症した陽性例があります）

判断に迷う場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談するようにしてください。併せて介護保険事業課にもご連絡ください。

※ 高齢者や基礎疾患等がある場合以外は「4日」ですが、高齢者支援を行っていることから「2日」続く場合に早めに相談してください。

○帰国者・接触者相談センター（電話 043-238-9966 受付：午前9時～午後7時（土日、祝日は午後5時まで）

○介護保険事業課（電話番号は本通知下部に記載。土日祝日に関わらず9時～19時までの間は職員が待機しています。）

※介護保険事業課への連絡は必要となる情報をもれなくお伝えしていただくため、TELに加えて別紙をメールまたはFAXにてお送り下さるようお願いいたします。

（問い合わせ）千葉市役所高齢障害部介護保険事業課

(Mail) kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp	企画指導班	043-245-5068
	事業所支援班	043-245-5062
	施設支援班	043-245-5256
	FAX	043-245-5621